

動物取扱責任者研修テキスト

**岐阜県
岐阜市
(令和5年度作成)**

目次

1	動物の愛護及び管理に関する法律について	1
2	第一種動物取扱業について	2
3	改正動物愛護管理法について	4
4	基準省令で定める遵守基準について	5
5	販売、貸出し時の対面説明・現物確認について	13
6	幼齢の犬猫の販売等の制限について	14
7	記録台帳と定期報告について	15
8	マイクロチップ装着等の義務について	18
9	動物虐待について	19
10	動物由来感染症について	20
11	犬による咬傷事故について	22
12	災害への備えについて	23
13	動物取扱業に関する主な手続きについて	24
14	統計資料	25
15	動物愛護管理トピックス	27
16	問い合わせ先	29

1 動物の愛護及び管理に関する法律について

動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)

(目的)

人と動物の共生する社会の実現を図る

・動物の愛護に関する事項

動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する。

・動物の管理に関する事項

動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止する。

(対象動物)

家庭動物、展示動物、産業動物、実験動物等の人の飼養に係る動物

法のあゆみ

昭和48年9月

議員立法により「動物の保護及び管理に関する法律」制定

平成11年12月

「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更

(**動物取扱業の規制**、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄に関わる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正)

平成12年12月1日

「動物の愛護及び管理に関する法律」施行

平成17年6月

「動物愛護管理法の一部を改正する法律」(法律第68号)公布

(**動物取扱業の規制強化**、特定動物の飼育規制の一律化、実験動物への配慮、罰則の強化など)

平成18年6月1日

「動物愛護管理法の一部を改正する法律」施行

平成24年9月

「動物愛護管理法の一部を改正する法律」(法律第79号)公布

(**動物取扱業の適正化**、終生飼養の明文化、罰則の強化など)

平成25年9月1日

「動物愛護管理法の一部を改正する法律」施行

令和元年6月19日

「動物愛護管理法等の一部を改正する法律」(法律第39号)公布

(責務規定の明確化、**第一種動物取扱業の適正化**、罰則の強化、特定動物の規制強化、マイクロチップの装着など)

令和2年6月1日

「動物愛護管理法の一部を改正する法律」施行

2 第一種動物取扱業について

動物愛護管理法に基づき、第一種動物取扱業を営む場合には、飼養施設を設置する事業所ごとに、都道府県知事等への登録及び動物の管理の方法や飼養施設の規模や構造などの基準を守ることが義務付けられています。

第一種動物取扱業者は命あるものである動物を扱うプロとして、より適正な取扱いが求められます。

規制を受ける業種は・・・

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん業、譲受飼養業の7業種が対象となります。

業 種	業の内容	例 示
販 売 (取次ぎ又は代理を含む)	動物の小売及び卸売り、並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行うこと（その取次ぎ又は代理を含む） ※飼養施設を設けて犬猫の販売を行う販売者は「犬猫等販売業者」と定められます。	小売業、卸売業、販売目的の繁殖又は輸入業、露店等における販売のための動物の飼養業、インターネット等による通信販売業（飼養施設を持たない場合を含む）
保 管	保管を目的に顧客の動物を預かること	ペットホテル業、美容業（動物を預かる場合）、ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出すこと	ペットレンタル業、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業
訓 練	顧客の動物を預かり訓練を行うこと	動物の訓練・調教業、出張訓練業
展 示	動物を展示すること（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設、その他「ふれあい」を目的とする動物の展示
競りあっせん業	動物の売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法で行うこと	動物オークション会場の運営
譲受飼養業	動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る）	老犬・老猫ホーム

動物の範囲は・・・

哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであって、家庭動物や展示動物として利用する動物となっています。畜産農業に係るもの※及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために飼養し、又は保管しているものは除きます。

※「畜産農業に係るもの」とは、乳、肉、卵、皮革、毛皮等の畜産物の生産及び乗用、使役、競争用等の畜力の利用を目的として飼育又は繁殖される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等をいいます。

業の考え方

「社会性」、「頻度・取扱量」、「営利性」のいずれにも該当するものをいいます。

社会性：特定かつ少数の者を対象としたものでないこと等、社会性をもって行っていると認められるもの。

頻度・取扱量：動物等の取扱いを継続反復して行っているもの、又は一時的なものであっても多数の動物を取り扱っているもの。

営利性：有償無償の別を問わず、事業者の営利を目的として営んでいるもの。

「営利性」がない場合は？

第二種動物取扱業に該当する可能性があります。

第二種動物取扱業は、**営利性のない動物**の取扱いのうち、人の居住の用に供する部分と区別できる飼養施設を設置し、一定頭数以上の動物の取扱い(動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示)を業として行うものをいいます。この制度は、営利性のない動物の取扱いにおいても、行政がその飼養実態を把握し、指導などを行うことが必要として設けられたものです。

例えば、動物愛護団体の動物シェルター、公園等での非営利の動物の展示などが該当します。

動物取扱責任者の設置について

事業所ごとに「十分な技術的能力」及び「専門的な知識経験」の双方を有する者のうちから専属の動物取扱責任者を常勤職員の中から1名以上配置することが義務付けられています。

以下のいずれかに該当する者が動物取扱責任者になることができます。

①獣医師

②愛玩動物看護師

③営もうとする動物取扱業の種別ごとの半年以上の実務経験又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験

＋ 学校等の卒業

④営もうとする動物取扱業の種別ごとの半年以上の実務経験又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験

＋ 資格等の取得

(③、④の実務経験は常勤職員としての勤務に限る)

動物取扱責任者の責務について

- 1 自ら勤務する動物取扱業において、法等の違反がおこなわれないう、動物又は施設の管理に関わる者を監督する。
- 2 動物及び施設の管理に関しての不備又は不適事項を発見した場合は、事業者に対して、改善を進言する。
- 3 「動物取扱責任者研修」を受講し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術について、他の職員全員に伝達し習得させる。

3 改正動物愛護管理法について

令和元年6月19日公布 令和2年6月1日施行
「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」
(令和元年法律第39号)

改正内容の概要(全65条→全99条)

- ・動物の適正な取扱いを目指し、動物の不適切な取扱いへの対応の強化します。
- ・動物取扱業の更なる適正化します。

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ・登録拒否事由の追加
- ・基準省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準:飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ・動物の販売場所を事業所に限定
- ・出生後56日(8週)を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ・適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ・都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ・特定動物(危険動物)に関する規制の強化
愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ・動物虐待罪に対する罰則の引き上げ
殺傷:懲役5年、罰金500万円 ← 懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄:懲役1年、罰金100万円 ← 罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

5. マイクロチップの装着等

- ・犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける
(義務対象者以外には努力義務を課す)
- ・登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ・獣医師による虐待の通報の義務化等

4 基準省令で定める遵守基準について

対象動物
犬・猫

基準省令で定める遵守基準を具体的に定められました。
遵守基準: 飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等

(1) 飼養施設のケージ等の大きさの基準について

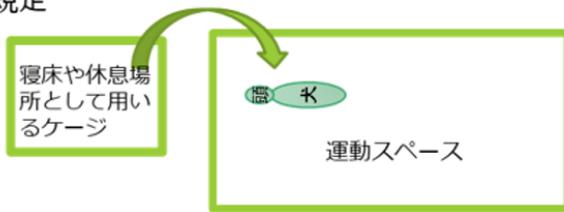
ケージ等の大きさの基準が定められています。

犬猫は、「運動スペース分離型飼養」又は「運動スペース一体型飼養」のどちらかを選択し、大きさの基準を満たしたケージ等で飼養しなければなりません。

※傷病動物や一時的な保管等の特別な事情のある場合は適用除外となります。

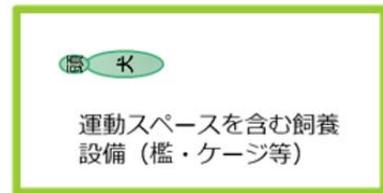
分離型（ケージ飼育等）

- ・寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- ・これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定



一体型（平飼い等）

- ・運動スペースを含む飼養設備（檻・ケージ等）のサイズを規定



犬の場合

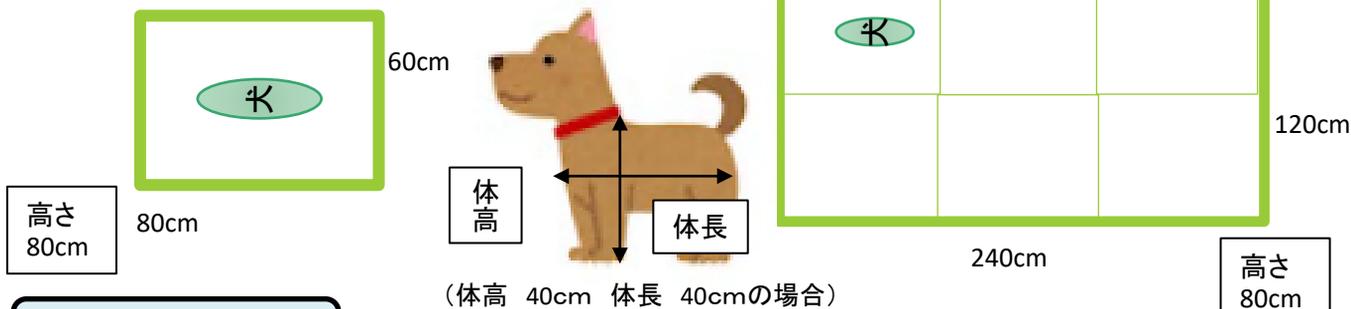
例は最低限必要な大きさです

【分離型（ケージ飼育等）の基準】

タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の2倍
+ 運動スペース（右記一体型の基準）

【一体型（平飼い等）の基準】

分離型ケージサイズの床面積の6倍
×高さ体高の2倍



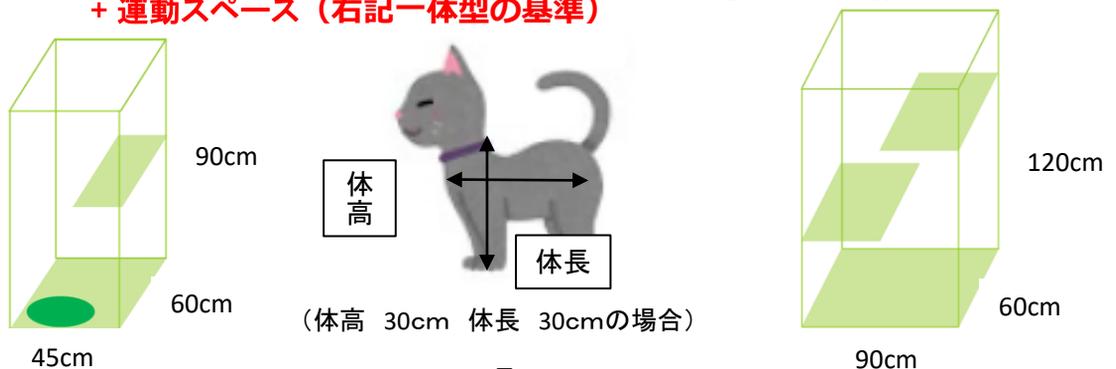
猫の場合

【分離型（ケージ飼育等）の基準】

タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の3倍
+ 運動スペース（右記一体型の基準）

【一体型（平飼い等）の基準】

分離型ケージサイズの床面積の2倍
×高さ体高の4倍



同一ケージで複数頭数飼養する場合は？

		面積	高さ
犬	分離型	各個体に対する分離型ケージに必要な広さの合計面積	最も高い個体に対する分離型ケージに必要な高さ
	運動スペース一体型	(分離型ケージの3倍以上) × (頭数分) ※最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること	最も高い個体に対する分離型ケージに必要な高さ
猫	分離型	各個体に対する分離型ケージに必要な広さの合計面積	最も高い個体に対する分離型ケージに必要な高さ(1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする)
	運動スペース一体型	(分離型ケージ) × (頭数分) ※最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること	最も高い個体に対する分離型ケージに必要な高さ(2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする)

その他注意事項

<繁殖時の基準>

- ・一体型(平飼い飼育等)に限定し、同一のケージ等内で親とその子犬・子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬・子猫はこれを頭数に含めないこととしています。この場合、親1頭分の一体型の広さ(犬は分離型の6倍、猫は分離型の2倍以上)を確保することで基準を満たしますが、親とその子犬・子猫のみを飼養する場合に限定され、親子以外の個体の同居は不可(同居していた場合にはこの繁殖時の基準が適用されないこと)となります。

<子犬・子猫を飼養する場合>

- ・子犬・子猫の時点では、その個体の体長・体高に基づくケージ等の基準を満たしていれば問題ありませんが、成長に伴ってケージ等の基準を満たさなくなる場合はその時点で基準違反となるため、成長を見越したケージ等を用意するか、成長に伴ってより大きなケージ等に移動する等の対応が必要となります。

<ケージ等(訓練場)の構造等の基準>

- ・金網の床材としての使用は禁止されています。(ただし、すのこを用いる場合や金網の上にトレーを置く場合など、犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く)
- ・錆、割れ、破れ等の破損がないようにし、破損があれば適切に補修する必要があります。

<運動スペースについて>

- ・運動スペース分離型飼養をする場合は、すべての個体が必要な運動時間を確保できるよう運動スペースの面積を確保してください。
- ・1頭あたり3時間の運動が必要なので、運動スペースの利用は1日3交代が限度と考えられます。

(例)犬を20頭飼養する場合 → 少なくとも7頭分の運動スペースが必要となります。
 $7(\text{頭}) \times 3(\text{交代}) = 21 > 20$

(2) 飼養又は保管に従事する従事者の員数について

動物の飼養又は保管に従事する従業員数に関する事項が新たに定められ、飼養又は保管できる犬猫の数に上限が設けられています。

犬 : 1人当たり20頭が上限 (うち、繁殖犬は15頭まで)

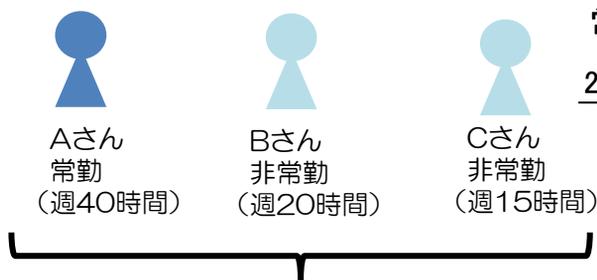
猫 : 1人当たり30頭が上限 (うち、繁殖猫は25頭まで)

- ・常勤(8時間/日×週5日を基本とする)の職員を1人として計算します。
- ・非常勤の職員は、常勤換算して計算します。常勤換算とは、非常勤職員の週の延べ勤務時間数を40時間で割って算出することをいいます。
- ・犬及び猫の両方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限は、別表で定められています。

別表 一人当たりの飼養又は保管する頭数の上限の組合せ(令和6年6月1日～)

犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20										
うち繁殖犬	0	1	2		3	4	5		6	7	8		9	10	11		12	13	14		15										
猫	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
うち繁殖猫	25	24	23		22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	0	

ペットショップAの場合(常勤1名、非常勤2名)



常勤換算

$$\frac{20(Bさん) + 15(Cさん) \text{ (非常勤の週の勤務時間合計)}}{40 \text{ (常勤の週の勤務時間)}} = 0.875 < 1$$



非常勤のBさん、Cさん2人分でも常勤1人を満たしません

従業者が3人いても、常勤1人となり、取り扱える頭数は犬20頭以下となります。

経過措置について

- ・令和3年6月1日時点で、すでに登録を受けている事業者には経過措置が設けられています。
- ・令和5年6月1日からは、犬は1人当たり25頭、猫は1人あたり35頭が飼養又は保管できる上限となります。
- ・犬及び猫の両方を飼養又は保管する場合は附則別表第一及び第二のとおりです。

施行日	犬		猫	
		うち繁殖犬		うち繁殖猫
R3.6~	経過期間		経過期間	
R4.6~	30頭	25頭	40頭	35頭
R5.6~	25頭	20頭	35頭	30頭
R6.6~	20頭	15頭	30頭	25頭

犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15						
うち繁殖犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
猫	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
うち繁殖猫	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12			

犬	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
うち繁殖犬	13	14	15	16	17	18	19	20						
猫	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
うち繁殖猫	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		

親と同居する子犬・子猫及び引退犬・猫の取扱いについて

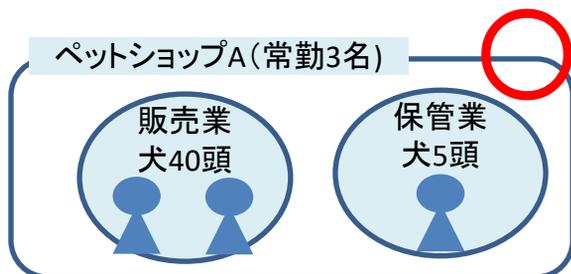
- ・親と同一ケージで管理する子犬及び子猫は上記の頭数には含みません。親と別ケージで管理した時点で、上記頭数に含むこととなります。
- ・引退犬・猫のうち、登録を受けた施設内で継続して飼養する場合は、上記の頭数には入れません。引退犬・猫でも販売する可能性がある場合は、一人当たりの飼養保管頭数から除外することはできません。
- ・登録を受けた施設内で引退犬・猫を飼養する場合は、ケージ等の大きさの基準を守らなければなりません。
- ・引退犬・猫を登録を受けた施設以外の飼養施設で犬猫合わせて10頭以上飼養又は保管する場合は、保健所に多頭飼養届出が必要となります。この場合、ケージ等の基準は適用されませんが、引き続き適正飼養に努めるようにしてください。

引退犬・猫の取扱いについて

	ケージ等の基準	従業員数の基準	定期報告届	多頭飼養届(10頭以上)
施設内で飼養	○	×	○	×
施設外で飼養	×	×	×	○

同一事業所で複数の業種を行う場合

- ・従業員の員数は、業種ごとに基準を満たす必要があります。常勤職員が1名のみの場合、原則、複数の業種を同時に行うことはできません。



(3) 飼養又は保管をする環境の管理について

- ・飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により犬・猫の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理します。
- ・臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保ちます。
- ・自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理します。



(4) 疾病等に係る措置について

- ・1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫について、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存します。
- ・繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせます。

診断書(参考例)

診断書(参考例)

実施した個体:

診断結果: **健康** ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否: 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等:
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名:
動物病院等の名称:
所在地:
電話番号:

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常(攻撃性や不安状態等も可能なら確認する)がないか等		
身体の確認	全身(被毛の状態、削度や肥満がないか等)		
	眼の周囲(目やに等で視力に影響がないか等)		
	口の周囲(歯や歯石の状態に異常がないか等)		
	四肢(肉球に傷がないか、爪が伸びすぎでないか等)		
	肛門周囲(糞尿が固着していないか、傷やただれがないか等)		
生殖器の状態(傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等)			
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付		

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。
(獣医師による通報)

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

健康診断の結果、病気やケガ等治療が必要な場合は速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせます。

繁殖に係る項目として、
・帝王切開の状況
・今後繁殖に供することができるかどうかの判断等があります。

個体がその事業所にいるかどうかに関わらず診断を受けた日から5年間保管します。

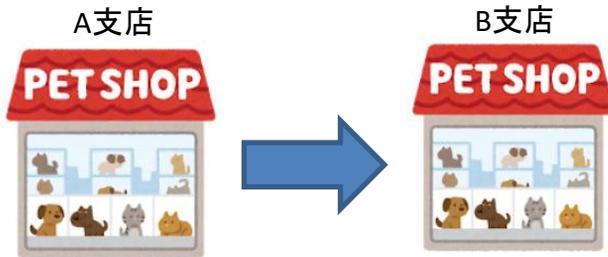
(5) 展示又は輸送の方法について

展示

・犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保します。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けます。

輸送

・飼養施設に輸送された犬又は猫について、輸送後2日間以上その状態(下痢、嘔吐、四肢の麻痺など外形上明らかなものに限る)を目視によって観察します。



- ・同一事業者における輸送時
 - ・業者間取引時
- 輸送後2日間以上の観察が必要

(6) 繁殖させる際の基準について

犬及び猫を繁殖させる際の基準が定められています。

【犬猫の生涯出産回数と交配時の年齢の基準】

犬 : 雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下
ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

猫 : 雌の交配時の年齢は6歳以下
ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

その他にも、以下のとおり繁殖に係る基準が定められています。

- ・必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ・帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、**出生証明書並びに母体の健康の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書(9P参照)**の交付を受け、**繁殖実施状況記録台帳(16P参照)**の「出産・産卵後の雌の状態」の欄に獣医師の診断結果(次回の繁殖に対する指導助言内容など)を記載し、5年間保存すること。
- ・上記の健康診断や帝王切開の診断、その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。
- ・繁殖実施状況記録台帳へ交配時の年齢、生涯出産回数を記入すること。

出生証明書参考例

出生証明書(参考例)

飼養者(事業者氏名) _____

母体の情報

動物種	
毛色	
生年月日(年齢)	
マイクロチップ番号	

上記の個体の分娩(産卵)について、以下のとおり証明します。

証明日: 年 月 日

獣医師の氏名:

動物病院等の名称:

所在地:

電話番号:

分娩の状況

分娩日	年	月	日
分娩の種類	<input type="checkbox"/> 正常分娩	<input type="checkbox"/> 難産	<input type="checkbox"/> 帝王切開
分娩後の母体の状態	<input type="checkbox"/> 健康	<input type="checkbox"/> 否	

産子(又は卵)の状態

動物種	
数	
毛色	
性別	
生死の別	
特記事項(奇形等)	

出生証明書については
獣医師法に基づき、獣医師
が自ら出産に立ち会った場合
でなければ交付できません。

難産など母体の健康・安全を守るために帝王切開を実施する場合は
適切なタイミングと手技で獣医師によって実施する必要があります。

以下の行為は診療行為となり獣医師又は愛玩動物看護師(一部行為)以
外の者が行うと獣医師法に抵触する可能性があります！

- ・疾病の診断(診断書の交付)、治療
- ・指示書・処方箋の交付
- ・採血、注射、放射線照射、手術、歯石除去等
- ・鍼灸(飼育動物の傷病の診察、診断、治療を行う場合)
- ・飼育動物に危害を及ぼすおそれのある整体

(7) その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項について

- ・犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
 - ◎被毛に糞尿等が固着した状態
 - ◎体表が毛玉で覆われた状態
 - ◎爪が異常に伸びている状態
 - ◎健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
 虐待(ネグレクト)でみられる
不適切な状態を禁止
- ・犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- ・運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- ・犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、触れ合いを毎日行うこと。

経過措置期間について

		R3.6	R4.6	R5.6	R6.6	R7.6
飼養施設の 管理 等	・ケージ等の大きさ ・分離型ケージでの運動 時間		適用			
	・ケージ等・運動場の 構造等	適用				
従業員の 員数	第一種動物取扱業者		段階的適用	適用		
	第二種動物取扱業者			段階的適用	適用	
繁殖に 関する 規定	・メスの交配年齢 ・出産回数		適用			
	・その他 年1回の健康診断 帝王切開 記録台帳への記載 等	適用				

「4 環境省令で定める遵守基準」については下記環境省ホームページに詳細が記載されておりますので各自ご確認ください
 「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべきポイント～」
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html

5 販売、貸出し時の対面説明・現物確認について

- ・**契約する前**に、顧客に動物の現在の状況を直接見せなければなりません。
- ・**契約する前**に、その動物の情報を対面により文書等を用いて説明し、顧客の署名等により受領した確認を得るようにします。
- ・説明を行う職員は、「重要事項を説明する職員」として、事業所ごとに選任されている必要があります。

事業所以外での販売はできません！

- ・重要事項の説明及び販売する動物の現物確認は第一種動物取扱業として登録された事業所内で行わなければなりません。

小売業(第一種動物取扱業者以外への動物の販売)が対象です。第一種動物取扱業者に対して販売を行う場合(卸売などの業者間取引)は除きます。

ただし、業者間取引でも必要な情報を書面等を交付して説明し、署名等による確認を得る必要があります。

販売時に説明しなければならない重要事項は18項目です！

(貸出しは★10項目)

- 1 品種等の名称 ★
- 2 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 3 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 4 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 ★
- 5 適切な給餌及び給水の方法 ★
- 6 適切な運動及び休養の方法 ★
- 7 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 ★
- 8 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)
- 9 みだりな繁殖を制限するための措置
- 10 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令(下記)の規定による規制の内容 ★
 - ・動物の愛護及び管理に関する法律
 - ・狂犬病予防法
 - ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
 - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 11 性別の判定結果 ★
- 12 生年月日
- 13 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。) ★
- 14 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 15 所有者の氏名
- 16 当該動物の病歴、ワクチン接種状況等 ★
- 17 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況
- 18 その他、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項 ★
 - ・手入れ、しつけの仕方等



飼い主になる方に重要事項をよく理解してもらうことが大事です！！十分に説明することで購入後のトラブルを未然に防ぐことができます。

6 幼齢の犬猫の販売等の制限について

平成24年の法改正において、幼齢の犬猫の販売制限の規定が設けられ、段階的に施行されることになっていましたが、令和元年の法改正で、令和3年6月1日から生後56日齢を経過しない犬猫の販売が禁止されています。

H25年9月～

生後45日齢

H28年9月～

生後49日齢

生後56日齢

動物愛護管理法の改正
令和元年6月19日公布

- ・顧客への販売のみならず、他の販売業者への販売委託のための引渡し、オークション市場への持込み等も規制の対象となります。
- ・繁殖業者において、犬猫の親子を一緒に飼養している状況を購入予定者に見せる行為は禁止されていませんが、制限期間中は販売することはできません。
- ・また、56日齢経過後に現物確認及び対面説明を実施しなければいけません。

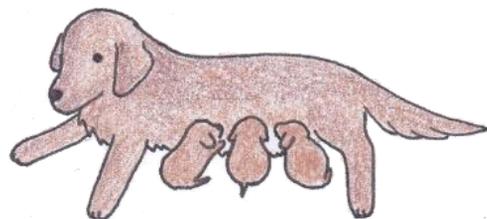
天然記念物指定犬の特例措置があります！

(秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬)

- ・文化財保護法で天然記念物として指定された犬の繁殖を行う犬猫等販売業者が、一般飼い主へ販売を行う場合においては、「49日齢」を超えた犬の販売が可能です。
- ・販売業者への販売や、複数の犬種の一つとして取扱っているペットショップ等については適用されません。

生まれた日は0日としてカウントします

- ・生まれた日は正しく登録してください。
- ・日齢の計算は生まれた日を0日としてカウントしてください。
- ・生まれた日を1日目としてカウントしてしまうと、57日齢だと思っけていても、実際には56日齢を経過しておらず、違反となります。



7 記録台帳と定期報告について

(1) 動物に関する帳簿の備付け（5年間保存）

すべての販売業者、貸出し業者、展示業者及び譲受飼養業者に対して、「動物に関する帳簿」の備付けが義務付けられています。



「動物に関する帳簿」の内容は以下のとおりです！

- 1 当該動物の品種等の名称
- 2 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - ・輸入された動物であって、繁殖を行ったものが明らかでない場合
当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地
 - ・譲渡された動物であって、繁殖を行ったものが明らかでない場合
当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地
 - ・捕獲された動物の場合
当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地、捕獲した場所
- 3 当該動物の生年月日
 - ・輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等
- 4 当該動物を所有又は占有するに至った日
- 5 当該動物を当該動物販売者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 6 当該動物の販売又は引渡しをした日
- 7 当該動物の販売若しくは引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 8 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- 9 当該動物の販売を行った者の氏名
- 10 販売を行う場合にあっては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び基準省令第二条第七号へ掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
- 11 貸出しを行う場合にあっては、当該動物に関する基準省令第二条第七号トに規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
- 12 当該動物が死亡した日
- 13 当該動物の死亡の原因
(12, 13については動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。)

(2) 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳（5年間保存）

全業種に対して、備付けが義務付けられています。

飼養施設の管理について、1日1回以上巡回を行い、清掃、消毒及び保守点検の実施状況を記録します。

動物の管理について、1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況を記録します。

(3) 繁殖実施状況記録台帳（5年間保存）

繁殖を行う販売業者、貸出し業者、展示業者に対して、備付けが義務付けられています。

動物を繁殖させる場合、その実施状況（交配日、出産日、出産数、母子の健康状態等）を記録します。

犬又は猫を繁殖させる場合、雌の交配時の年齢、出産回数、今後繁殖に供する可能性についても記録します。

繁殖実施状況記録台帳												
第一種動物取扱業の種別 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 展示												
動物の種類												
交配等 年月日	雌 (個体識別番 号、名称等)	雄 (個体識別番 号、名称等)	出産・ 産卵 予定日	出産・ 産卵 年月日	出 産・ 産卵数	出産・産卵 後の雌の状 態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備 考
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供する ことをやめた年月日)		
		雌	雄									
						健・否	健 康: 疾 病 等: 死 亡 等:	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

備考

- 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 「交配等年月日」欄には、交配年月日(交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日)等を記入すること。
- 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(4) 取引状況記録台帳（5年間保存）

全業種に対して、備付けが義務付けられています。

動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況（取引相手方の氏名、取引内容等）を記録します。

(1)～(4)は全て任意の様式で結構ですが、下記岐阜県公式ホームページの「動物取扱業の手引き」内の様式集に参考様式を掲載していますので必要に応じてご活用ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1737.html>

(5) 定期報告

令和2年6月からは、すべての販売業者、貸出し業者、展示業者及び譲受飼養業者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間終了後60日以内に下記の報告様式による届出が必要となっています。

様式第11の2（第10条の3第1項関係）		年 月 日						
都道府県知事 殿 市 長 殿		届出者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住 所 〒 電話番号						
動物販売業者等定期報告届出書		動物の種類及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届出ます。						
記								
1 事業所の名称								
2 事業所の所在地								
3 登録年月日	年 月 日							
4 登録番号								
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、 猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、 爬虫類： 頭							
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数	犬		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	猫							
	その他哺乳類							
	鳥類							
	爬虫類							
	犬		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	猫							
	その他哺乳類							
	鳥類							
	爬虫類							
7 年度中に販売若しくは引き渡しをした動物の月ごとの合計数	犬		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	猫							
	その他哺乳類							
	鳥類							
	爬虫類							
	犬		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	猫							
	その他哺乳類							
	鳥類							
	爬虫類							
8 年度中に死亡した動物の月	犬		4月	5月	6月	7月	8月	9月

備 考

- 1 年度途中で登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事業担当者が出発者と異なる場合は、「11 備考」欄に事業担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 4 この届出書の用紙の大きさは、日本縦横規格A4とすること。

複数の業種を登録している場合は、業種ごとに作成してください。

犬猫以外の動物は、複数の種類をまとめて記載します。
犬猫は従来通り、それぞれに記載します。

【記載内容】

- A 年度当初に所有していた動物の種類ごとの数
- B 年度中に新たに所有した動物の種類ごとの数 《月ごと》
- C 年度中に販売又は引き渡しをした動物の種類ごとの数 《月ごと》
- D 年度中に死亡した動物の種類ごとの数 《月ごと》
- E 年度末に所有していた動物の種類ごとの数

引退犬・猫は数に含めますか？

頭数が合っているか
記入した後に確認しましょう！
 $E = A + B - C - D$

- ・繁殖を引退し、今後販売することのない犬及び猫（「引退犬・猫」という。）も引き続き登録した飼養施設内で飼養する場合は数に含めて記入してください。
- ・上記の場合は、備考欄に年度当初及び年度末の引退した犬・猫の数がわかるように記入してください。
- ・また、登録した飼養施設以外の飼養施設で飼養する場合は、「販売・引渡し頭数」には含めず、「備考欄」に「引退犬〇頭」として記載したうえで、年度末頭数から除いて記載してください。

提出期限：年度末から60日以内 翌年度の5月30日まで（厳守）

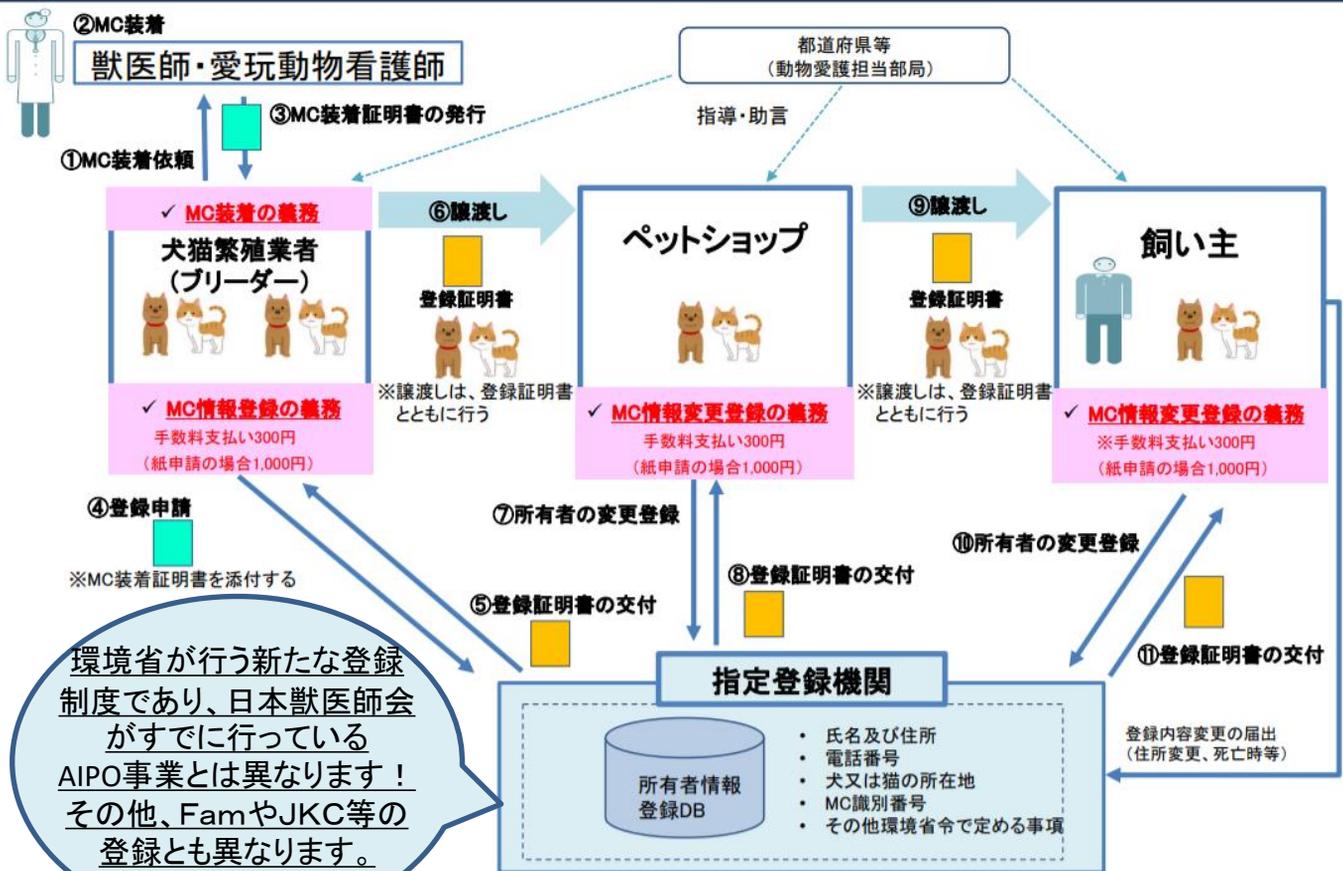
8 マイクロチップ装着等の義務について

令和4年6月1日から、犬猫販売業者には新たに取得した犬猫にマイクロチップ(MC)の装着が義務付けられました。よって販売する犬猫には、マイクロチップの装着及び情報登録が必須となります。特定動物飼養者にはすでに飼養・保管する特定動物にマイクロチップの装着が義務付けられています。

令和4年6月1日施行

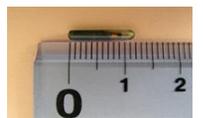
- 犬猫を取得した日から30日以内（90日齢以内の犬猫は90日齢を経過した日から30日以内）又は犬猫を譲渡し（販売）の日のいずれか早い日までにMC装着**
- 装着後30日以内又は犬猫を譲渡し（販売）の日のいずれか早い日までに指定登録機関（日本獣医師会）に情報を登録**

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



マイクロチップ(MC)とは

- ・マイクロチップは、直径約2mm、長さ約8~12mmの円筒形の電子標識器具です。
- ・それぞれのチップには、世界で唯一の15桁の数字(番号)が記録されており、この番号を専用のリーダー(読取器)で読み取ることができます。



(参考)環境省ホームページ「犬と猫のマイクロチップ情報登録に関するQ&A」
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html>

9 動物虐待について

愛護動物を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

→5年以下の懲役または500万円以下の罰金

・愛護動物に対し、みだりに身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加える、またはそのおそれのある行為をさせる、えさや水を与えずに酷使する等により衰弱させるなど虐待を行った者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

・愛護動物を遺棄した者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

※愛護動物とは

1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

2 その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

動物の虐待の考え方

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

積極的(意図的)虐待	ネグレクト
やってをいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
・殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為・暴力を加える。 ・心理的抑圧、恐怖を与える ・酷使 など	・健康管理をしないで放置 ・病気を放置 ・世話をしないで放置 など

動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

動物取扱業者において飼育改善指導が必要な例

(虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例)

- ・ケージが狭く、動物の排泄物と食餌が混在した状態で放置されている。動物が排泄物の上に寝ている。
- ・常時水を置いていない。あるいは、水入れはあるが中に藻が付いていたりして不潔である。
- ・動物の体が著しく汚れている。
- ・病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・店内の大音量の音楽、または過度の照明にさらされることにより動物が休息できない。
- ・しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。
- ・体調不良、不健康な動物をふれあいや散歩体験等に使用する。
- ・出産後、十分な期間(離乳し母体が回復するまでの間)を経ずに、また繁殖させる。

10 動物由来感染症について

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称です。これらは、人には重い影響を与えないもの、人にも非常に重い病気をひきおこすものなど様々なものがあります。私たちの身の回りにすむ野生動物は、臓器、筋肉、皮膚、体毛などに、細菌や寄生虫などの病原体を持っていることがあります。

(1) 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、日本紅斑熱



SFTS

SFTSウイルスを保有しているマダニに刺咬されることなどで感染します。主な症状は、発熱、消化器症状(食欲低下、嘔吐、下痢等)で、重症化すると死亡することもあります。

日本紅斑熱

日本紅斑熱リケッチアを保有しているマダニに刺咬されることで感染します。

主な症状は、頭痛、発熱、倦怠感等であり、適切な治療で回復しますが、治療が遅れると重症化することがあり、岐阜県内では令和3年12月に初めて患者が確認されました。

犬や猫の感染状況調査の結果について(令和4年度)

岐阜県では県内の動物病院と協力し、飼養されている犬猫について病原体の感染状況を調査しています。

SFTS

犬42検体、猫62検体について、また犬猫に付着していたマダニ42検体を調べたところSFTSの病原体は検出されませんでした。これまでの調査においても病原体が検出されたことはありませんでしたが、近隣県にて感染事例が報告されていることから注意が必要な状況です。

日本紅斑熱

犬猫に付着していたマダニ(42検体)を調べたところ、1検体から日本紅斑熱のリケッチアの病原体が検出されました。数は少ないものの、県内の犬猫から病原体を保有するマダニがみつかったのは本調査でははじめてであり、同病への感染リスクに対し、さらに注意が必要な状況となっています。

感染予防の方法について

- ・室内飼いに努める。(飼育している犬猫へのダニの付着を防ぐ)
- ・虫除け剤を使用する。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ



- ・鳥インフルエンザウイルスのうち鶏などの鳥類に対し、全身症状など特に強い病原性をもち、高い致死率を示します。
- ・鳥から鳥に、直接または排泄物等を介して広がります。
- ・感染した鳥類は、震え、起立不能などの神経症状や、元気消失、食欲消失などの様々な症状がみられ、しばしば症状を示さず急死します。
- ・人におけるほとんどの感染者は、感染した鳥やその排泄物、死体、臓器などに濃厚な接触がありますが、日本では発症した人は確認されていません。

感染予防の方法について(鳥を飼養している方へ)

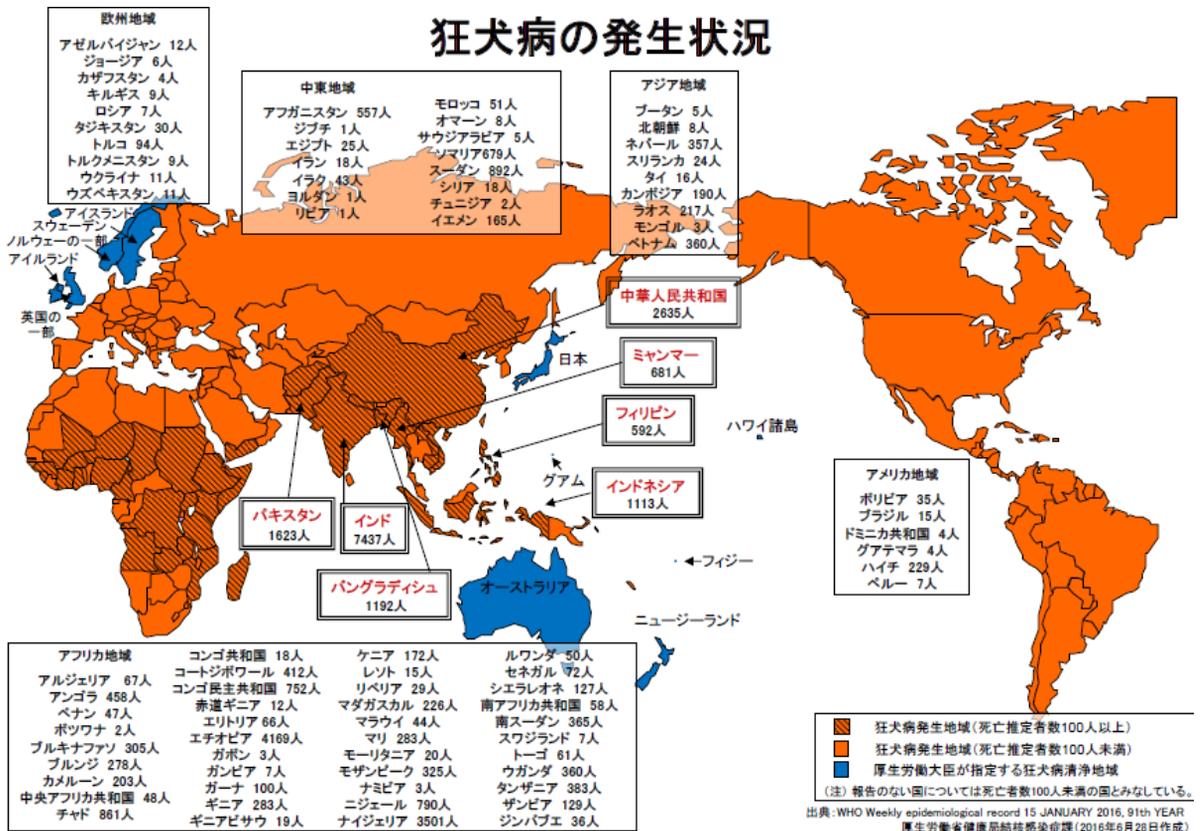
- ・清掃や糞の始末をするときは、マスク、手袋、エプロン等を着用する。
- ・定期的に清掃、消毒する。(消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液、エタノールなど)
- ・野生動物との接触を避ける。(できるだけ外に出さない、侵入を防除する。)

鳥類の健康管理を行いましょう！

日頃から飼っている鳥類の健康状態(異常の有無)をよく観察してください。飼っている鳥類に異常がみられたときは、動物病院へ受診してください。

(3) 狂犬病

- すべての哺乳類(ヒトを含む)が感染する。
- 狂犬病を発症した動物に咬まれると感染し、発症する。
- 狂犬病ウイルスが原因となり、全身の神経症状をもたらす。
- 発症したら治療法はなく、ほぼ100%死亡する。



日本における対策は「狂犬病予防法」で規定されています。

1 犬の登録

- 生後91日以上以上の犬について、市町村に犬と飼い主の情報を登録しなければなりません。
- 飼い主の情報に変更があったり、犬が死亡した場合は、市町村に届出をして下さい。

2 予防注射

- 飼い犬に狂犬病の予防接種を1年に1回受けさせなければなりません。

3 鑑札等の装着

- 市町村から交付される鑑札と注射済票は首輪等に取り付けなければなりません。

動物取扱業者が市町村への登録、予防接種を行わないと・・・

無登録、無注射又は鑑札等を付けていなかった場合

★20万円以下の罰金

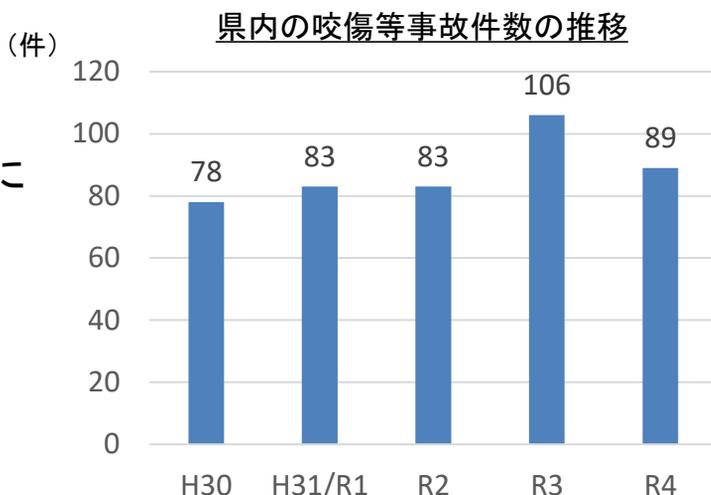
罰金刑を受けた場合

★第一種動物取扱業の登録取消し、業務の停止

11 犬による咬傷事故について

県内では例年80件～100件飼い犬による事故届出が保健所に提出されています。

令和5年度は県内で9月末までに
59件発生、過去最高ペース



飼い犬が人を咬んでしまったら？

- 1 被害者の方の応急処置をし、すぐに病院へ連れて行き受診してもらってください。その際は、犬の狂犬病予防接種歴などを伝え、病院で犬に咬まれたことと共に医師へ伝えるようお願いしてください。
- 2 事故現場を所管する保健所へ飼い犬の事故届出を提出し、指示を受けてください。
- 3 動物病院へ犬を連れて行き、獣医師による検診を受けさせる必要があります。

不幸な事故を防ぐには・・・

対策

原因

散歩中に、被害者に向かっていく犬を制御できなかった。

室内飼いをしているが、玄関から逃げた。

リードが壊れて逃げた。

- ・散歩は犬を制御できる人が行う。
- ・人や他の人とすれ違うときはリードを短くもつ。
- ・人通りの少ない時間に散歩する。
- ・「待て」など飼い主の指示に従えるよう基本的なしつけを行う。

・玄関や掃き出し窓付近に柵を設ける。

- ・鎖・リードや首輪に不具合がないか定期的に確認する。
- ・犬のサイズに合った首輪をする。

飼い主の方への適切な助言(散歩の仕方やリード・首輪の選び方)をお願いします。



12 災害への備えについて

動物取扱業者は、飼養頭数などの問題から同行避難は困難であると予想されるため、飼養動物の安全を確保するために普段からの備え(ケージ等の転倒防止対策、施設の補強、移動用ケージの確保等)が大変重要になってきます。

また、様々な種類の動物を取り扱っていたり、顧客の動物を預かる場合など、業種によって災害対策も異なるため、必要に応じて各業者間で災害対策に関する意見交換や、関係機関との情報交換が必要になります。

災害に備えて普段から考えておくべきこと

- ・逸走防止対策 ----- 平常時から施設内の施設や転倒防止、ケージの固定をきちんとしていますか？
住まい(施設)の耐震強度は大丈夫ですか？
- ・定期的な点検 ----- 飼養設備や用具等の定期点検をしていますか？
- ・動物の所有者明示 ----- 逸走等の可能性に備えて、マイクロチップ、迷子札、鑑札等は装着してありますか？
- ・避難用具の準備 ----- 5日分程度の餌、水、治療薬などの保管をしてありますか？
- ・避難場所・経路の確認 --- 避難場所と併せて、建物の倒壊などで道が通れなくなることを想定し、予め複数の経路を確認してありますか？
- ・一時預かり場所の確保 -- 飼養頭数が多くて同行避難できない場合に備えて、一時預かりをお願いできる場所を確保してありますか？
- ・飼養頭数の制限 ----- 災害時に管理できる頭数の範囲内で飼養を行っていますか？

- ・災害時の対応は飼い主による「自助」が基本となります。初期にはペットに対する公的支援は期待できないため、飼い主は自らペットの健康と安全を守らなければならないことを覚えておきましょう。
- ・災害時においても、飼い主は避難所等で他の避難者に迷惑をかけないように適正な飼養管理を行わなければなりません。
- ・同行避難: ペットと共に移動を伴い、避難を行うこと
- ・同伴避難: ペットと一緒に避難し、かつ避難所で一緒に過ごすこと
言葉は似ていますが、別のことを指しています。避難所のルールに従いましょう。



13 動物取扱業に関する主な手続きについて

- ・5年ごとの更新
- ・廃業(30日以内に届出が必要)
- ・登録事項に変更があった場合

申請者の 個人→別個人
個人→法人 等の変更は新たな登録が必要です。
法人→別法人

⇒ 内容によって届出が必要な場合があります

事前の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・種別に応じた業務の内容と実施の方法 (種別の変更は新規の登録になります) ・販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうか ・飼養施設の設置(新たに飼養施設を設置しようとする場合) など
事後の届出 (変更があった日から 30日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名(婚姻等による)、住所、法人代表者 ・事業所の名称、所在地 (飼養施設を伴わない業の場合等) ・動物取扱責任者の変更 ・主として取り扱う動物の種類及び数 ・飼養施設の所在地 (移動施設の営業範囲を変更する場合) ・飼養施設の規模及び構造 ・役員の氏名・住所 ・事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員 ・事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員 ・事業所に配置される職員の最低数 ・営業時間 (営業時間のうち夜間に含まれる部分の変更) ・犬猫安全計画書の内容 (犬猫等の繁殖を行うかどうかの変更の場合は事前の届出) ・犬猫等販売業を営むことをやめた場合 (販売業自体をやめた場合は廃業届出) など
届出の必要ないもの (軽微な変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養施設の規模の増大、設備等の増設や配置の変更 ※増大、変更に係る部分の面積が延べ床面積の30% 未満であるもの ・飼養施設の管理の方法の変更 など

ご不明点等ございましたら管轄保健所にお問い合わせください

14 統計資料

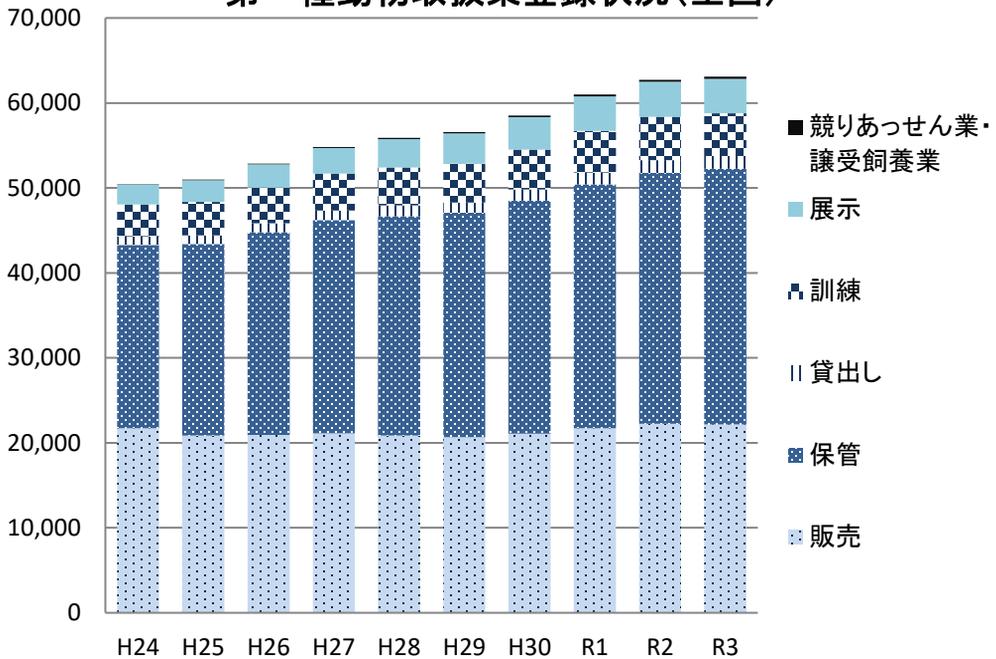
(1) 第一種動物取扱業登録状況

第一種動物取扱業の登録が義務付けられた平成18年以降、第一種動物取扱業登録数は増加傾向です。

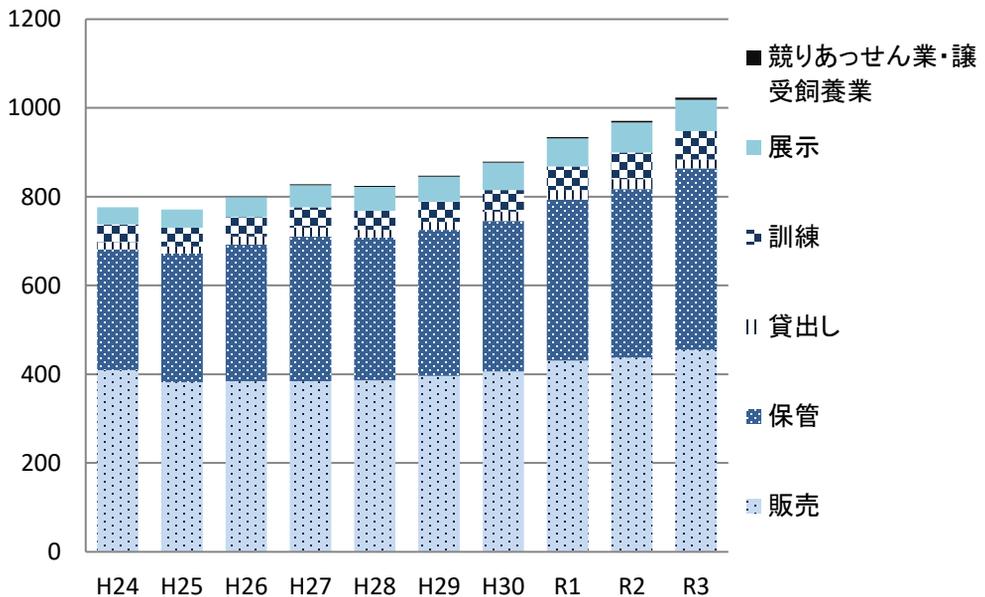
全国の令和3年度末の登録件数は63,110件(事業所数は48,557件)でした。近年では、すべて業種において増加傾向にあります。

岐阜県でも傾向は同様で、貸出業と登録のない競りあっせん業を除き、すべての業種において増加傾向にあります。

第一種動物取扱業登録状況(全国)



第一種動物取扱業登録状況(岐阜県)

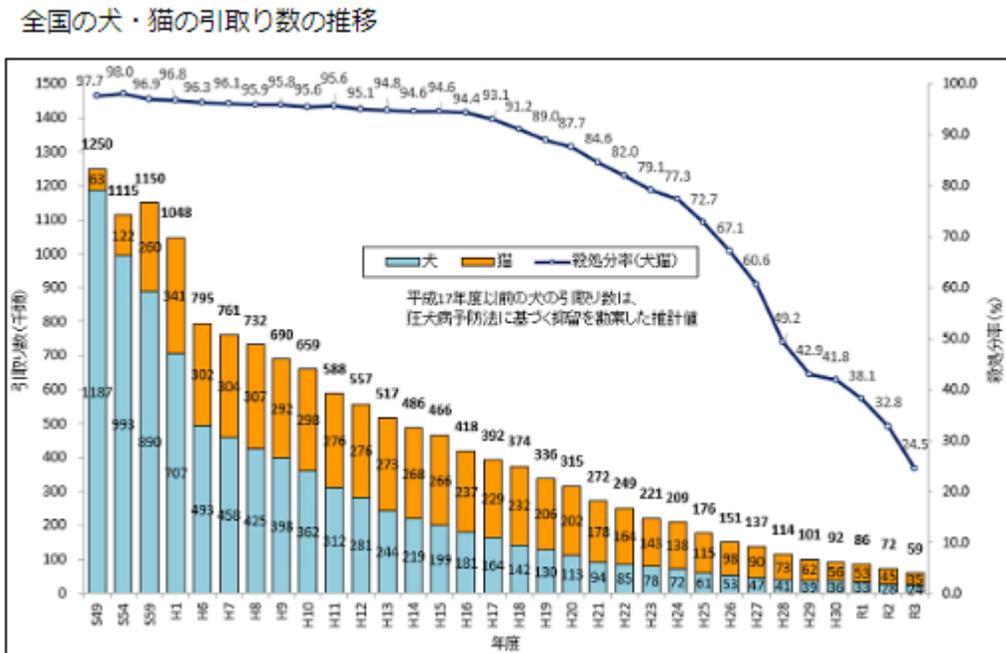


(2) 犬・猫の引取り頭数

全国及び岐阜県の犬・猫の引取り頭数の年度ごとの推移を示しています。

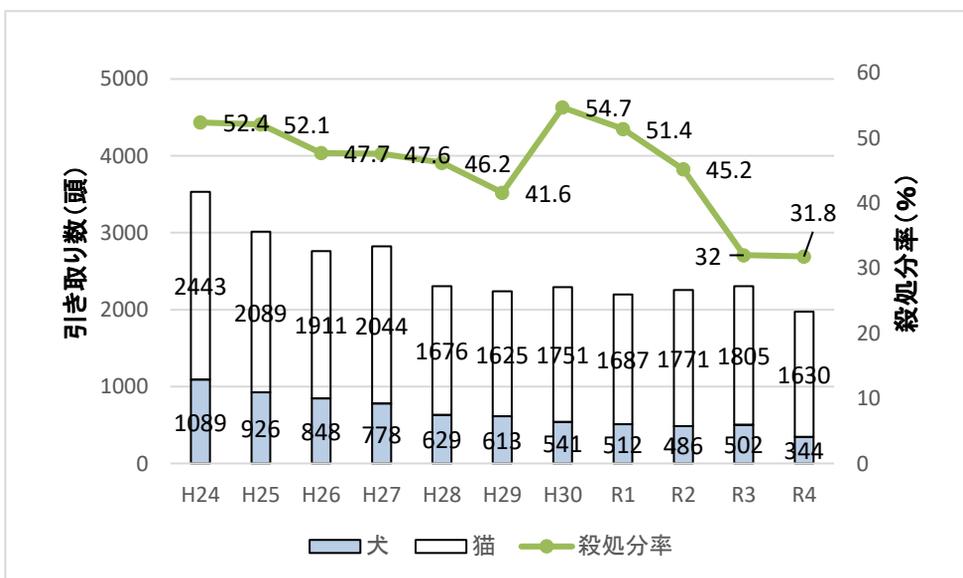
犬・猫ともに年々引取り頭数、引取り頭数における殺処分率が減少傾向にあります。岐阜県では、殺処分率は平成29年度まで減少したものの、平成30年度に一度上昇し、その後また減少傾向にあります。

全国の犬・猫の引取り数の推移



出典)環境省ホームページ

岐阜県の犬・猫の引取り数の推移



15 動物愛護管理トピックス

○ 動物の命 支える看護師

専門知識や技術力を持ち、獣医師をサポートする国家資格「愛玩動物看護師」が導入され、資格取得者は4月から、各地の動物病院などで働き始める。従来の補助スタッフと異なり獣医療行為の一部が可能で、質の高い看護の提供を目指す。ペットの寿命が延び(ペットフード協会による推計 犬14.76歳 猫15.62歳(2022年))、家族同様に考える飼い主が増える中、身近な専門職として、獣医師と連携した「チーム獣医療」での役割も期待される。

(中日新聞、令和5年3月4日、夕刊)

○ 多頭飼育崩壊で元業者の男逮捕

国の天然記念物の甲斐犬など犬10匹を劣悪な環境で飼育し虐待したとして、警視庁保安課は29日までに、動物愛護法違反の疑いで、東京都八王子市片倉町、元ブリーダーを逮捕した。大量に繁殖して十分世話できない「多頭飼育崩壊」が起きたとみて調べる。保安課によると、2010年2月から飼育を初め、約170匹を飼っていた時もあったが、少なくとも15匹が死んだという。保安課が今年1月に家宅搜索した際は約100匹おり、水や餌が十分に与えられず、あばら骨が浮き出るほど痩せたり、足が曲がっていたりする犬もいた。容疑者は「子犬の需要は多いが成犬になると売れず、管理できる頭数を超えてしまった」と供述している。

(岐阜新聞、令和5年3月30日、朝刊)

○ 落とし物の動物10万匹

「落とし物」(拾得物)として警察に届けられた動物が、令和に入った2019~22年の4年間で10万匹を超えたことが28日、警察庁の集計で分かった。多くがペットとみられ、約7万匹が犬と猫。警察は3カ月間公告を行い、飼い主を捜すよう定められている。見つからないと原則最大2週間、警察署で保管しなければならず、職員の負担は大きい。拾得物とは別に「一時預かり」として扱った動物も同期間、約9万7千匹に上った。

ペット需要の高まりの一方、動物の飼育放棄や遺棄は社会問題となっている。同庁幹部は「警察現場の執行力に少なくない影響を与えている。飼い主が責任を持って管理してほしい」と話す。

(岐阜新聞、令和5年5月29日、朝刊)

○ ライオンにかまれ?死亡

28日福島県二本松市の動物園「東北サファリパーク」から「男性飼育員がライオンのおりの中で倒れている」と119番があった。県警によると、男性は首から血を流して意識不明の状態で搬送されたが、死亡が確認された。かまれたような傷があり、県警がライオンに襲われたとみて詳しい状況を調べている。東北サファリパークによると、男性職員は当時、他の従業員と共にライオンをバックヤードのおりに収容するため、餌を置いて誘導していた。ライオンがおりに入ったのに、何らかの理由で従業員の通路につながる通路が開いていた。男性は気づいて閉めようとしたが間に合わず引き込まれたらしい。東北サファリパークはホームページに「安全管理対策が改善されるまでしばらくの間、臨時休園します」と掲載した。

(岐阜新聞、令和5年9月29日、朝刊)

○ マダニ感染症が最多 23年117人 半数は農家、対策を

国立感染症研究所は10日、マダニが媒介する「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」の今年の患者数が1日時点で117人に達したと公表した。過去最多だった2022年(116人)を上回った。13年に山口県で初めて確認されて以降、感染は西日本を中心に増加し、死亡率は3割に上る。患者の半数は草むらに潜むマダニとの接触機会が多い農業従事者で感染研は嚴重な警戒と事後対策の徹底を求める。

(日本農業新聞、令和5年10月11日、朝刊)

○ 奈良公園 柵の鹿「収容環境が不適切」

畑を荒らすなどとして奈良公園(奈良市)の一角にある柵内に収容されている鹿をめぐり、奈良県は6日、「収容環境が不適切」と認めた。収容されている約240頭が「総じて痩せた傾向にある」と確認したという。

この柵は「特別柵」と呼ばれ、公園内に設置された屋外施設「鹿苑」にある。管理する「奈良の鹿愛護会」の獣医師から8～9月、「えさが質量ともに不十分だ」とする「内部告発」があり、県と市が調査していた。

県は報告書で、衛生的な水が飲めない、清掃が行き届いていないなど、動物福祉における国際的な5つの指標全てに抵触していると認定した。えさの量は不足していないが、「質」、「与え方」に問題があると指摘。栄養価の低い乾燥牧草が主体で、えさが1ヶ所しかなく、弱い個体がありつけないと判断した。また「適正に飼育できる頭数を超過している」とも言及した。

(朝日新聞、令和5年11月7日、朝刊)

○ 鳥インフルエンザウイルス 海津の死んだタカから

海津市の施設で飼育されていたタカ狩り用のタカ1羽から毒性の強い高病原性ウイルスが検出された。県は飼育施設に対し、施設の消毒や野生鳥獣の侵入防止を依頼するほか、21日までの期間で設定した野鳥監視重点区域で、引き続きパトロールする。タカは11月に、神戸町などでタカ狩りの訓練に使われ、カルガモを3羽捕食した後、25日に死亡。12月4日には捕食したカルガモ1羽も陽性と判明した。

(中日新聞、令和5年12月6日、朝刊)

16 問い合わせ先

保健所名	担当課	所在地	担当区域	電話番号
岐阜保健所	生活衛生課	各務原市那加不動丘1-1 岐阜県健康科学センター	羽島市 各務原市 羽島郡	058-380-3003
本巣・山県 センター	生活衛生課	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第1棟6階	瑞穂市 山県市 本巣市 本巣郡	058-213-7268
西濃保健所	生活衛生課	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡	0584-73-1111 (代)
揖斐センター	生活衛生課	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎	揖斐郡	0585-23-1111 (代)
関保健所	生活衛生課	美濃市生楯1612-2 中濃総合庁舎	関市 美濃市	0575-33-4011 (代)
郡上センター	生活衛生課	郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎	郡上市	0575-67-1111 (代)
可茂保健所	生活衛生課	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡	0574-25-3111 (代)
東濃保健所	生活衛生課	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	多治見市 瑞浪市 土岐市	0572-23-1111 (代)
恵那保健所	生活衛生課	恵那市長島町正家字後田1067-71 恵那総合庁舎	中津川市 恵那市	0573-26-1111 (代)
飛騨保健所	生活衛生課	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	高山市 飛騨市 大野郡	0577-33-1111 (代)
下呂センター	生活衛生課	下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎	下呂市	0576-52-3111 (代)
岐阜市保健所	生活衛生課	岐阜市都通2-19	岐阜市	058-252-7195
健康福祉部	生活衛生課	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階	岐阜市を除く 県下全域	058-272-1986